



別添1

厚生労働省発基安1024第3号

労働政策審議会

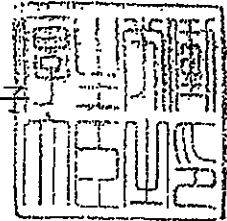
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年10月24日

厚生労働大臣

小宮山 洋子



労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱

第一 精神的健康の状況を把握するための検査等

一 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は保健師による精神的健康の状況を把握するための検査を行わなければならないものとする。こと。（第六十六條の十第一項関係）

二 労働者は、一による検査を受けなければならないものとする。こと。（第六十六條の十第二項関係）

三 事業者は、一による検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師又は保健師から当該検査の結果が通知されるようにしなければならないものとする。こと。この場合において、当該医師又は保健師は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならないものとする。こと。（第六十六條の十第三項関係）

四 事業者は、三による通知を受けた労働者であつて、精神的健康の状況が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。こと。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由とし

て、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないものとする。こと。（第六十六條の十第四項關係）

五 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、四の面接指導の結果を記録しておかなければならないものとする。こと。（第六十六條の十第五項關係）

六 事業者は、四の面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならないものとする。こと。（第六十六條の十第六項關係）

十第六項關係

七 事業者は、六の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少その他の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならないものとする。こと。（第六十六條の十第七項關係）

八 厚生労働大臣は、七により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。こと。（第六十六條の十第八項關係）

九 厚生労働大臣は、八の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に

対し、当該指針に関し必要な指導を行うことができるものとする。 (第六十六条の十第九項関係)

十一の検査及び四の面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。 (第四百四条関係)

第二 受動喫煙の防止

一 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を防止するため、屋内作業場その他の厚生労働省令で定める作業場について、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室（当該室からたばこの煙が漏れるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に合致するものに限る。）を除き、喫煙を禁止することその他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとする。 (第六十八条の二関係)

二 食物の提供その他の役務の提供の事業であつて厚生労働省令で定めるものを行う事業者については、当分の間、一は、適用しないものとする。この場合において、当該事業者は、一の厚生労働省令で定める作業場について、労働者の受動喫煙の程度を低減させるための措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとする。 (附則第二十七条関係)

第三 電動ファン付き呼吸用保護具

一 電動ファン付き呼吸用保護具を、その譲渡、貸与又は設置に際して厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならないものに追加すること。（別表第二第十六号関係）

二 電動ファン付き呼吸用保護具を、その製造又は輸入に際して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式についての検定（以下「型式検定」という。）を受けなければならないものに追加すること。（別表第四

第十三号関係）

三 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を行おうとして二の登録の申請をした者（以下「登録申請者」という。）について、厚生労働大臣が必ず登録をしなければならないものとされるための要件の一つ

として、登録申請者が別表第十四に掲げる設備（材料試験機、ガス濃度計測器、内圧試験装置、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、排気弁気密試験装置、漏れ率試験装置、最低必要風量試験装置、公称稼働時間試験装置及び騒音計）を用いて型式検定を行うものであることを規定すること。（別表第十四

関係）

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第五の二の(二)は公布の日から、第三及び第五の二の(一)は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置

(一) 第三の施行日前に製造され、又は輸入された電動ファン付き呼吸用保護具については、第三の一を適用しないものとし、第三の二の型式検定を受けることを要しないものとする。 (附則第二条及び第三

三条関係)

(二) (一)に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。 (附則第四条関係)

三 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものすること。（附則第五条関係）

四 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。（附則第六条及び第七条関係）